

予 算 に 関 す る 説 明 書

(令和7年度鴨川市一般会計補正予算(第7号))

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括
(歳入)

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計
16 県支出金	1,168,038	28,915	1,196,953
歳入合計	19,814,245	28,915	19,843,160

(歳 出)

(単位 千円)

款	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
2 総務費	3,819,139	28,915	3,848,054	28,915			
歳 出 合 計	19,814,245	28,915	19,843,160	28,915			0

2 歳 入

(款)16 県支出金

(項) 3 委託金

(単位 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1 総務費委託金	110,444	28,915	139,359	4 選挙費委託金	28,915	衆議院議員選挙委託金 28,915
計	121,568	28,915	150,483			

3 歳 出

(款) 2 総務費

(項) 4 選挙費

(単位 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			節		説 明	
				特 定 財 源			一般財源	区 分		金 額
				国県支出金	地方債	その他				
3 衆議院議員選挙費	0	28,915	28,915	28,915					●衆議院議員選挙費 28,915 1 報酬 2,322 3 職員手当等 13,529 7 報償費 49 8 旅費 68 10 需用費 2,461 11 役務費 3,246 12 委託料 7,109 13 使用料及び賃借料 131	
									1 報酬 2,322 ・投票所の投票管理者報酬 363 ・期日前投票所の投票管理者報酬 245 ・開票管理者報酬 13 ・投票所の投票立会人報酬 645 ・期日前投票所の投票立会人報酬 416 ・開票立会人報酬 202 ・会計年度任用職員報酬 438 3 職員手当等 13,529 ・時間外勤務手当 13,179 ・休日勤務手当 350 7 報償費 49 ・謝礼金 44 ・点字判読謝礼金 5 8 旅費 68 ・費用弁償 68 10 需用費 2,461 ・消耗品費 460 ・燃料費 154 ・食糧費 228 ・印刷製本費 354 ・修繕料 1,265 11 役務費 3,246 ・郵便料 2,434 ・折込料 186 ・計数機等点検手数料 626 12 委託料 7,109	

2 総務費

4 選挙費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		金額
				国県支出金	地方債	その他				
									<ul style="list-style-type: none"> ・投票所架設通路設置撤去委託料 704 ・ポスター掲示場設置撤去委託料 4,462 ・期日前投票システム選挙支援業務委託料 550 ・当日投票システム選挙支援業務委託料 521 ・開票集計システム運用支援業務委託料 462 ・投票所仮設照明設置撤去委託料 90 ・看板設置撤去委託料 46 ・スロープ作成委託料 76 ・投票所駐車場復旧業務委託料 198 13 使用料及び賃借料 131 <ul style="list-style-type: none"> ・電話借上料 76 ・自動車借上料 55 	
計	40,191	28,915	69,106	28,915						

給与費明細書

1 特別職

区分	職員数 (人)	給与費					共済費 (千円)	合計 (千円)	備考	
		報酬 (千円)	給料 (千円)	期末手当 (千円)	その他の 手当 (千円)	計 (千円)				
				年間支給率 (月分)						
補正後	長等	3		22,484	10,630 4.55	220	33,334	6,617	39,951	
	議員	18	73,656		33,882 4.60		107,538	19,990	127,528	
	その他の 特別職	1,463	67,022				67,022		67,022	
	計	1,484	140,678	22,484	44,512	220	207,894	26,607	234,501	
補正前	長等	3		22,484	10,630 4.55	220	33,334	6,617	39,951	
	議員	18	73,656		33,882 4.60		107,538	19,990	127,528	
	その他の 特別職	1,359	65,138				65,138		65,138	
	計	1,380	138,794	22,484	44,512	220	206,010	26,607	232,617	
比較	長等	0		0	0 0.00	0	0	0	0	
	議員	0	0		0 0.00		0	0	0	
	その他の 特別職	104	1,884				1,884		1,884	
	計	104	1,884	0	0	0	1,884	0	1,884	

ア 会計年度任用職員以外の職員

区分	職員数 (人)	給与費				共済費 (千円)	合計 (千円)	備考
		報酬 (千円)	給料 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)			
補正後	360 (12)	0	1,490,003	803,237	2,293,240	472,883	2,766,123	
補正前	360 (12)	0	1,490,003	789,708	2,279,711	472,883	2,752,594	
比較	0 (0)	0	0	13,529	13,529	0	13,529	

※ () 内は、再任用短時間勤務職員の外書き

職員手当の内訳	区分	扶養手当 (千円)	通勤手当 (千円)	特殊勤務 手当 (千円)	時間外勤務 手当 (千円)	休日勤務 手当 (千円)	管理職員 特別勤務 手当 (千円)	管理職 手当 (千円)	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	住居手当 (千円)	宿日直 手当 (千円)	夜間勤務 手当 (千円)	合計 (千円)
	補正後	補正後	34,127	24,492	4,312	108,192	5,062	818	12,100	328,002	269,461	16,671	0	0
補正前	補正前	34,127	24,492	4,312	95,013	4,712	818	12,100	328,002	269,461	16,671	0	0	789,708
比較	比較	0	0	0	13,179	350	0	0	0	0	0	0	0	13,529

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区分	増減額 (千円)	増減事由別内訳 (千円)		説明	備考
報酬	438	制度改正に伴う増減分	0		
		その他の増減分	438	衆議院議員選挙費に係る増	438
給料	0	給与改定に伴う増減分	0		
		昇給に伴う増加分	0		
		その他の増減分	0		
職員手当	13,529	制度改正に伴う増減分	0		
		その他の増減分	13,529	衆議院議員選挙費に係る増 時間外勤務手当 13,179 休日勤務手当 350	

(3) 給料及び職員手当の状況

ア 職員1人当たり給与

区分		行政職給料表適用		教育職給料表	医療職給料表	医療職給料表	医療職給料表
		一般行政職	技能労務職	適用職員	(一)適用職員	(二)適用職員	(三)適用職員
令和 8年1月1日 現在	平均給料月額(円)	337,968	316,375	325,286		299,666	307,754
	平均給与月額(円)	386,113	365,955	366,267		312,072	363,727
	平均年齢月数(歳)	45.2	57.1	43.6		49.3	39.2
令和 7年11月1日 現在	平均給料月額(円)	337,356	316,375	318,800		299,666	307,754
	平均給与月額(円)	385,043	362,479	361,473		314,501	356,484
	平均年齢月数(歳)	45.0	56.9	43.4		49.2	39.0

イ 初任給

区分		行政職給料表適用		教育職給料表	医療職給料表	医療職給料表	医療職給料表
		一般行政職	技能労務職	適用職員	(一)適用職員	(二)適用職員	(三)適用職員
鴨川市	高校卒	(円) 194,500	(円) 183,500 ~ 207,400	短大卒 (円) 221,300	(円) 短大卒 212,100	(円) 旧中5卒 214,800	
	大学卒	220,000		240,500		227,400	257,100
国	高校卒	200,300	198,200	短大卒 250,100		短大卒 220,700	旧中5卒 221,700
	大学卒	232,000		275,700		239,800	269,100

ウ 級別職員数

区分		行政職給料表適用職員				教育職給料表 適用職員		医療職給料表 (一) 適用職員		医療職給料表 (二) 適用職員		医療職給料表 (三) 適用職員	
		一般行政職		技能労務職		職員数 (人)	構成比 (%)	職員数 (人)	構成比 (%)	職員数 (人)	構成比 (%)	職員数 (人)	構成比 (%)
		職員数 (人)	構成比 (%)	職員数 (人)	構成比 (%)								
令和 8年1月1日 現在	8級	5	2.1										
	7級	19	8.1										
	6級	30	12.7										
	5級	59	25.0						2	66.7	1	9.1	
	4級	46	19.5								1	9.1	
	3級	36 (3)	15.2 (100.0)	29	100.0	6	8.7					2	18.2
	2級	19	8.1	(4)	(100.0)	63	91.3			1	33.3	7 (1)	63.6 (100.0)
	1級	22	9.3										
	計	236 (3)	100.0 (100.0)	29 (4)	100.0 (100.0)	69	100.0			3	100.0	11 (1)	100.0 (100.0)
令和 7年11月1日 現在	8級	5	2.1										
	7級	19	8.1										
	6級	30	12.7										
	5級	59	25.0						2	66.7	1	9.1	
	4級	46	19.5								1	9.1	
	3級	36 (3)	15.2 (100.0)	29	100.0	6	8.7					2	18.2
	2級	19	8.1	(4)	(100.0)	63	91.3			1	33.3	7 (1)	63.6 (100.0)
	1級	22	9.3										
	計	236 (3)	100.0 (100.0)	29 (4)	100.0 (100.0)	69	100.0			3	100.0	11 (1)	100.0 (100.0)

※ () 内は再任用短時間勤務職員の外書き

(級別の基準となる職務)

区分	行政職給料表 適用職員	教育職給料表 適用職員	医療職給料表(一) 適用職員	医療職給料表(二) 適用職員	医療職給料表(三) 適用職員
8級	部長、参事、事務局長、 教育次長				
7級	課長、会計管理者、所長 事務局長、支所長、主幹				
6級	課長補佐、次長				
5級	係長、主査			係長、主査	保健師長、看護師長 係長、主査
4級	副主査			主任技師、主査	看護師長、主任保健師 主任看護師、主査
3級	主任主事、主任技師	園長 係長、主査		技師	主任保健師、主任看護師 保健師、看護師
2級	主事、技師	副園長、主任保育士、保育士 主任保育教諭、保育教諭		技師	保健師、看護師 准看護師
1級	主事、技師	保育士、保育教諭		技師	准看護師

エ 昇給

区分	合計	行政職給料表適用		教育職給料表	医療職給料表	医療職給料表	医療職給料表
		一般行政職	技能労務職	適用職員	(一)適用職員	(二)適用職員	(三)適用職員
職員数 (A) (人)	354	242	29	69		3	11
昇給に係る職員数 (B) (人)	258	176	11	59		1	11
号給数別内訳	1号給 (人)	3	3				
	2号給 (人)	5	5				
	3号給 (人)	7	7				
	4号給 (人)	243	161	11	59	1	11
	5号給 (人)						
	6号給 (人)						
	7号給 (人)						
	8号給 (人)						
比率 (B) / (A) (%)	72.9	72.7	37.9	85.5		33.3	100.0

備考 令和7年4月1日現在

オ 期末手当・勤勉手当

区分	支給期別支給率		支給率計（月分）	職務上の段階、職務の 級等による加算措置	備考
	6月（月分）	12月（月分）			
補正後	2.30 (1.20)	2.30 (1.20)	4.60 (2.40)	有	
補正前	2.30 (1.20)	2.30 (1.20)	4.60 (2.40)	有	
国の制度	2.30 (1.20)	2.35 (1.25)	4.65 (2.45)	有	

※（）内は再任用職員の支給率

カ 定年退職及び応募認定退職に係る退職手当

区分	20年勤続の者 （月分）	25年勤続の者 （月分）	35年勤続の者 （月分）	最高限度 （月分）	その他の 加算措置等	備考
支給率等	24.586875	33.27075	47.709	47.709	定年前早期退職 特例措置 (2%~20%加算)	
国の制度 (支給率等)	24.586875	33.27075	47.709	47.709	定年前早期退職 特例措置 (2%~45%加算)	

キ 特殊勤務手当

区分	全職種
給料総額に対する比率 (%) (令和8年1月1日現在)	0.23
支給対象職員の比率 (%) (令和8年1月1日現在)	8.15
代表的な特殊勤務手当の名称	清掃作業等手当

ク その他の手当

区分	国の制度との異同	差異の内容
扶養手当	同	
住居手当	同	
通勤手当	異	・ 乗用車等を使用する場合 単価及び支給限度額が国と異なる